

令和3年12月27日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和3年度12月総会を日置市東市来支所4階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第46号 農地法第3条許可申請書審議について	(9件)
議案第47号 農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第48号 農地法第5条許可申請書審議について	(9件)
議案第49号 非農地証明願出書審議について	(2件)
議案第50号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第51号 農用地利用集積計画審議について	(49件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 途中出席委員 〉 (1人)

9番 野元 政博

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧聞 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行		

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

34番 永野 彰一

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	梶村 海斗		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和3年度12月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
なお、9番委員から開会に遅れる旨の連絡を受けています。
また、推進委員が14名出席しております。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、2番「奥和俊委員」と3番「池畑正治委員」を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第46号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第46号、農地法第3条許可申請書審議について説明させていただきます。
資料の1頁から12頁をご覧ください。9件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,230㎡、作物は果樹です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,721㎡、作物は水稲です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は147㎡、作物は野菜です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,074㎡、作物は野菜です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は477㎡、作物は野菜です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は17,438㎡、作物は水稲です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,109㎡、作物は水稲です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,150㎡、作物は野菜です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は30,580㎡、作物は水稲です。
以上、計9件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

27番 議案第46号の番号1について報告いたします。

令和3年12月19日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

27番 議案第46号の番号2について報告いたします。

令和3年12月19日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第46号の番号3について報告いたします。

令和3年12月20日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番

議案第46号の番号4について報告いたします。

令和3年12月21日、私と副の日高委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番

議案第46号の番号5について報告いたします。

令和3年12月24日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

29番

議案第46号の番号6について報告いたします。

令和3年12月21日、私と正の野元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第46号の番号7について報告いたします。

令和3年12月18日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第46号の番号8について報告いたします。

令和3年12月21日、私と副の藤崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番

議案第46号の番号9について報告いたします。

令和3年12月20日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。議案第46号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第46号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第46号のすべての案件について、許可することに決定しました。

議場

〔9番遅れて入室 9時21分〕

会長

9番委員の入室を認めます。

会長

次に、日程第3、議案第47号「農地法第4条許可申請書審議」の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の13頁をご覧ください。

番号1の転用目的は、庭、駐車スペースです。

なお、転用済みのため始末書がついております。

以上、計1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

14番

議案第47号の番号1について報告いたします。

令和3年12月18日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当と一部草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第47号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第47号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第47号の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第48号「農地法第5条許可申請書審議」の案件を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

迫委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

5番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の15頁の番号5になります。この案件につきましては、迫委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

この案件の転用目的は資材置場、権利種別は使用貸借権設定です。基盤整備工事に伴う一時転用で、期間は令和4年3月までです。

以上、計1件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

7番 議案第48号の番号5について報告いたします。

令和3年12月20日、私と副の鳩野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、農用地区域内農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第48号の迫委員が関係する番号5の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第48号の迫委員が関係する番号5の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第48号の迫委員が関係する番号5の案件について、許可することに決定しました。

迫委員に着席の連絡をしてください。

5番 [着席]

会長 次に、議案第48号の議事参与制限以外の案件を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の15頁をご覧ください。番号5以外の8件について説明いたします。

番号1の転用目的は、ドッグラン、喫茶店、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、現場事務所、施工ヤード、権利種別は使用貸借権設定です。

番号4の転用目的は、施工ヤード、権利種別は賃借権設定です。

番号6の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号9の転用目的は、チップ工場、権利種別は所有権移転です。

なお、番号1は隣接地の山林と一体利用し、事業計画全体面積は2,770㎡です。

番号3から番号5までの3件は工事に伴う一時転用です。

番号8は、今回の申請地の北側で、申請人が今年8月に一般住宅で許可を得ましたが、その後、所有者の意向で購入できなくなり、許可の取消を行いました。今回の申請は8月の申請の南側での申請となります。また、申請面積が750㎡で、一般住宅の転用妥当面積の概ね500㎡を超えています。申請地の南側が法面となっており、有効面積が409㎡である理由書が添付されております。

番号9は隣接地の山林及び原野と一体利用し、事業計画全体面積は3,525㎡です。

以上、番号5以外の計8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

27番 議案第48号の番号1について報告いたします。

令和3年12月19日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第48号の番号2について報告いたします。

令和3年12月19日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約160mに位置する農地であり、その規模が約4.8haで10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第48号の番号3について報告いたします。

令和3年12月18日、私と副の重水委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、農用地区域内農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番

議案第48号の番号4について報告いたします。

令和3年12月21日、私と副の日高委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、農用地区域内農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第48号の番号6について報告いたします。

令和3年12月20日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番

議案第48号の番号7について報告いたします。

令和3年12月20日、私と副の松崎弘安委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第48号の番号8について報告いたします。

令和3年12月20日、私と副の松崎弘安委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第48号の番号9について報告いたします。

令和3年12月18日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第48号の番号5以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第48号の番号5以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第48号の番号5以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第49号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の26頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した道路です。

番号2は、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

8番 議案第49号の番号1について報告いたします。

令和3年12月24日、私と副の瀧聞委員は、申請代理人の立会ひのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号道路で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第49号の番号2について報告いたします。

令和3年12月21日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会ひのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第49号のすべて案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第49号のすべて案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第49号のすべて案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第50号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 29頁をご覧ください。

議案第50号 「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。

申請分となります。番号1、伊集院町郡、登記地目は畑、登記面積は343㎡、現地については、事務局で調査し、現況地目は「山林」と判断しました。

以上、畑1筆、面積343㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないと、判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第50号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第50号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第51号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。

はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 まず、下池健悟委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

23番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 32頁の番号2です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は463㎡、計463㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第51号の下池委員が関係する利用権設定の番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第51号の下池委員が関係する利用権設定の番号2の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

下池委員に着席の連絡をしてください。

23番 〔着席〕

会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 41頁の番号39、42頁の農地中間管理事業分の番号1、番号2、番号3です。貸借です。

この案件につきましては、春成委員が借人と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田はなし、畑は5,007㎡、計5,007㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は4件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第51号の春成委員が関係する利用権設定の番号39と農地中間管理事業分の番号1から番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第51号の春成委員が関係する利用権設定の番号39と農地中間管理事業分の番号1から番号3の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 〔着席〕

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 41頁の番号40、番号41です。貸借です。

面積について、田は1,050㎡、畑はなし、計1,050㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致し

ていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第51号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号40及び番号41の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第51号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号40及び番号41の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 議案第51号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転です。資料の31頁です。売買です。

面積について、田は3,035㎡、畑はなし、計3,035㎡、利用権設定件数は3件です。

次に、利用権設定分です。資料の32頁から41頁です。貸借です。

面積について、田は15,069㎡、畑は46,014㎡、計61,083㎡、うち再設定面積は28,847㎡、利用権設定件数は37件、うち再設定件数は14件です。

最後に、農地中間管理機構分です。資料の42頁から43頁です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は630㎡、計630㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第51号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第51号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 令和3年度12月総会を閉会します。

(閉会 10時00分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会長

2番

3番